

役員報酬規程

平成17年 7月27日制定
令和 4年 4月 1日改定

(総 則)

第1条 一般社団法人日本下水道光ファイバー技術協会の常勤役員に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬は、本給と、その他手当（通勤費、退職手当）とする。

(本 給)

第3条 役員の本給の年額は、次の各号に掲げる役員に対して、国家公務員の指定職の職にある職員に準ずる扱いとし、次のとおりとする。

- (1) 専務理事 5号俸を上限とする。
- (2) 常務理事 4号俸を上限とする。

(報酬の支払)

第4条 役員報酬は、法令等に基づきその役員報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を月毎に支払うものとする。

通勤手当は、最短距離による実費を6ヶ月毎に支給す

る。(退職規程)

第5条 役員退職金に関する事項については、別に定める退職手当規程による。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

2. この規則は、令和 4年4月1日に一部改定し、施行する。